

転出される方へのご案内

転入手続きについて

- 新しい住所に住み始めてから14日以内に行ってください。
- 【持ち物】□本人確認書類 □転出証明書（マイナンバーカードをお持ちの方にはお渡ししていないことがあります。）
□在留カード又は特別永住者証明書（外国人住民の方のみ） □その他、下の表をご参照ください。

マイナンバーカードをお持ちの方

- 別紙「マイナンバーカードを利用して 転出される方へ」を必ずご確認ください。

【下記に該当する方は、それぞれ手続きをしてください。】

	加古川市での手続き及び担当課		新住所地での手続き
印鑑登録	手続きは必要ありません。 転出（予定）日に抹消されます。	市民課 住民登録係 ②～④	印鑑登録証明書が必要な方は、新たに手続きをしてください。
マイナンバーカード (個人番号カード)	新しい住所地でも原則として継続利用できます。そのままお持ちください。		転入日から90日以内に手続きをしてください。 ※4桁の暗証番号が必要です。同一世帯人の方が手続きする場合は事前に暗証番号をご確認ください。
国民年金	手続きは必要ありません。	医療助成年金課 国民年金係 ⑩	年金手帳を持って、新たに手続きをしてください。
国民健康保険	転出（予定）日の翌日に資格が喪失します。 保険料に変更のある方は、後日郵送でお知らせします。	国民健康保険課 保険料係 ⑧	新たに手続きをしてください。
後期高齢医療	転出（予定）日の翌日に資格が喪失します。 保険料に変更のある方は、後日郵送でお知らせします。 ※県外に転出される方は、負担区分証明書の交付申請をしてください。	国民健康保険課 後期高齢医療係 ⑯ TEL079-427-9388	新たに手続きをしてください。 ※県外転出の方は、加古川市から交付された負担区分証明書をお持ちください。
介護保険	保険証を返還してください。 ※要介護認定を受けている方は受給資格証明書の交付が必要ですので、担当課にご連絡ください。	介護保険課 ⑯ TEL079-427-9220	要介護認定を受けている方は、転入日から14日以内に受給資格証明書を持って、手続きしてください。
妊婦健診	手続きは必要ありません。 転出日以降は助成券を使えません。	育児保健課 ⑯	新たに手続きをしてください。 残りの助成券が必要となる場合があります。
予防接種	手続きは必要ありません。転出日以降は接種券及び助成券を使えません。		新たに手続きをしてください。
医療費助成 (高齢期) (障) (乳) (こ) (母) (高障)	医療費受給者証を返還してください。 医療費受給資格喪失届を提出してください。【郵送で提出可】 医療費受給資格喪失届の様式はホームページに掲載しています。	医療助成年金課 医療助成係 ⑪	市区町村ごとに制度の内容や必要書類が異なりますので、詳しくは転出先の役所へお問い合わせください。
児童手当	受給者が転出すると受給資格が消滅します。 消滅届を提出してください。【郵送、マイナポータルで提出可】 消滅届の様式は、ホームページに掲載しています。	家庭支援課 ⑯	転出予定日の翌日から15日以内に手続きしてください。 ※印鑑、受給者名義の振込先金融機関口座（通帳等）、受給者の保険証の写し等が必要です。
認可保育所等	担当課または現在利用している認可保育所等に保育所等退所届を提出してください。 保育所等退所届の様式はホームページに掲載しています。	幼児保育課 ⑯	現在利用中の認可保育所等を引き続き利用する場合や、新住所地の保育所等を利用希望の場合は新たに手続きをしてください。
認可外保育所等の 無償化手続き	無償化対象の利用料については、請求期間に手続きをしてください。 ※転出日によっては新住所地と日割り計算になる場合があります。	幼児保育課 ⑯	新住所地で新たに無償化の対象となる保育サービスを利用する場合は手続きをしてください。
小中学校(公立)	現在在学している学校で転校手続きをしてください。	学務課 8F	在学していた学校で受け取った書類を持って、手続きをしてください。
児童クラブ	現在利用している児童クラブに退所届を提出してください。	社会教育課 8F	新たに手続きをしてください。
水道	水道を閉栓する場合は「水道お客さまセンター」に連絡してください。	水道お客さまセンター TEL079-427-9323	新しい住所地で水道を閉栓する場合は、新たに手続きをしてください。
軽自動車税 (加古川市ナンバー の原付)	加古川市ナンバーの原付を市内で使用しなくなった場合は、窓口または郵送で廃車の申告をしてください。 ※四輪の軽自動車や125CCを超えるバイク等の手続きは、軽自動車検査協会又は自動車検査登録事務所にお問い合わせください。	市民税課 ⑯	新しい住所地で原付等を使用される場合は、新たに手続きをしてください。

※転出により自宅が空き家になる場合も、建物や植栽の管理を適正にお願いします。

※転出証明書を紛失した場合や、転入せず転出予定日から30日が経過した場合、転出をとりやめた場合は、すぐに加古川市役所市民課にご相談ください。

●マイナンバーカードを申請中の方へ

マイナンバーカードの申請後、受け取りまでに転出された場合は、その申請は無効となりますので
転入地で申請書を入手のうえ、改めてマイナンバーカードの申請をしてください。

●転出前の世帯に引き続き加古川市に住む方がおられる場合

マイナンバーカードを使用した証明書コンビニ交付サービスでは、転入手続きをされるか、
転出（予定）日を迎えるまで、転出前の世帯の方の住民票の写しをコンビニで交付することができません。

■問い合わせ先■
加古川市役所 市民課
住民登録係
TEL 079-427-9185